

神戸市子育て応援住み替え補助事業実施要綱

令和4年5月20日 建築住宅局長決定

令和8年4月1日 最終改定

(目的)

第1条 この要綱は、若年夫婦世帯及び子育て世帯の住み替えにかかる費用を補助することで、よりよい住環境の確保を支援し、若年夫婦・子育て世帯の市内定住・転入の促進に寄与することを目的とする。補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年神戸市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条の住民票の記載事項において、「世帯主」と「世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている世帯員(未届を含む)」の関係にあるもの、または神戸市ライフパートナー制度による宣誓受領証、若しくは兵庫県パートナーシップ制度届出受理証明書の交付を受けたライフパートナーの関係にあるもの。
- (2) 若年夫婦世帯 住み替えた日において、年齢の合計が90歳以下の夫婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 住み替えた日において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(出産予定の子どもを含む。)(以下、「小学校入学前の子ども」という。))とその親を含む世帯のことをいう。
- (4) ひとり親世帯 住み替えた日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと同居しているひとり親の世帯のことをいう。
- (5) 子世帯 前3号に定める世帯をいう。
- (6) 親世帯 子世帯の親が含まれる世帯をいう。ただし、当該親が介護施設へ入居もしくは死亡している等の理由で子育ての支援が出来ない場合は、子世帯の祖父母世帯を親世帯に含むものとする。

- (7) 近居 子世帯とその親世帯が同一の小学校区内又は直線距離が2キロメートル未満に居住することをいう。
- (8) 公営住宅 神戸市営住宅条例（平成9年条例第12号）別表第1に規定する市営住宅（特別市営住宅を除く）、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年条例第23号）第2条第1号に規定する県営住宅のうち、神戸市に所在する住宅をいう。
- (9) 仮住まい 住み替えのために仮で住む一時的な住まいのことをいう。

（対象世帯）

第3条 補助事業の対象となる世帯（以下、「対象世帯」という。）は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 若年夫婦世帯、子育て世帯又はひとり親世帯であること。
- (2) 世帯の構成員全員が、当該年度の4月1日以降に対象住宅に住み替え、申請日において継続して居住していること。（仮住まいへの移転は除く。）ただし、やむを得ない事情がある場合で市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 住み替えにより住環境が改善されること。
- (4) 申請日より2年以上神戸市に居住する意思があること。
- (5) 夫婦いずれか（ひとり親世帯の場合はひとり親、以下同じ。）に前年度所得があること又は申請日において夫婦いずれかが就労していること。
- (6) 世帯の構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (7) 世帯の構成員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 兵庫県又は神戸市から同様の家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 当該年度に「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱」、「神戸市ひとり親世帯家賃補助制度」に基づく補助を受けていないこと。
- (10) 過去に「神戸市子育て応援住宅住み替え補助事業実施要綱」に基づく補助を受けたことがないこと。

(対象住宅)

第4条 補助事業の対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)は、次の各号の全てを満たす住宅とする。

- (1) 4階建て以上で、かつ当該住棟にエレベーターがない神戸市内の住宅(公営住宅除く)であること(エレベーターのある住棟から渡り廊下等により当該住棟へ行き来が可能な場合を除く)。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合又は同等の耐震性能を有していること。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 住戸専用面積が国の住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)における最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。
- (4) 夫婦いずれかの名義で、申請年度の前年度の1月1日以降に賃貸借契約を締結した住宅、または前年度の10月1日以降に売買契約を締結した住宅、もしくは前年度の10月1日以降に相続または贈与により所有権移転登記を行った住宅であること。ただし、夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助額)

第5条 補助額は、以下に掲げる金額とする。

基礎額 30万円

親世帯との近居・同居の場合 基礎額に5万円を加算

- 2 親世帯との近居・同居となる住み替えは、神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱第2条第7項を準用する。

(交付件数)

第6条 補助の交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、世帯の構成員全員の住み替え及び住民票の異動が完了した後、電子申請により必要事項を入力し、次の関係書類の電子データを添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 住み替え後の世帯全員（同居しようとするものを含む）の住民票の写し
- (2) 小学校入学前の子どもが出産予定の子どものみの世帯は、出産予定であることがわかる書類
- (3) 夫婦いずれかの所得証明書、その他所得がわかる書類又は夫婦いずれかが就労していることがわかる書類
- (4) 住居の所在地及び住戸専用面積がわかる書類
- (5) 住居が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることがわかる書類
- (6) 対象住宅の階数、構造、エレベーターがないことを示す書類
- (7) 賃貸借契約書、売買契約書または建物登記事項証明書の写し
- (8) 親世帯との近居・同居にあっては、親子関係を証明する書類及び親世帯の住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

3 同一年度に親世帯も住み替え近居・同居する場合、子世帯の第7条第1項に基づく交付申請と、親世帯の神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱に基づく交付申請は併用できないものとする。ただし、子世帯が第5条に規定する親世帯との近居・同居加算での交付申請ができるものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは補助金交付決定通知書（様式第1号）を、交付することが適当でないとき申請却下の電子メールにより申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更手続等）

第9条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）に、第7条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書

類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した者については、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を、交付することが適当でないと認めるときは、補助金変更交付申請不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、第8条により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

（決定の取消及び補助金の返還）

- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさないことが新たに判明したとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（報告・調査等）

- 第12条 市長は、交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対して、報告及び効果の検証のためアンケート調査等の協力（以下、「報告・調査等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の報告・調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(業務の委託)

第13条 市長は、本補助金の交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。